

# 美浜の教育に関する施策の大綱

平成28年6月

美浜町

## 第1 大綱の策定にあたって

### 1 策定の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）」（以下、「法」という。）が、平成27年4月1日から施行され、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針（国の第2期教育振興基本計画における基本的な方針）を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

大綱は、教育行政における地域住民の意向をより反映させるため、地方公共団体の長が策定することになっていますが、町長と教育委員会で構成する町総合教育会議において、町長が教育委員会と協議、調整して策定しました。

### 2 大綱の位置付け

総合計画は、本町における、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための指針であり、各種計画の基本とすべき方針を掲げています。

したがって、大綱は、第5次美浜町総合計画の体系に沿って、教育行政に関連する基本的な目標として位置づけ、策定しました。

### 3 大綱の対象期間

大綱は、平成32年度までを対象期間とします。

### 4 大綱の実施

地方公共団体の長と教育委員会は、法第1条の4第8項により、地方公共団体の長と教育委員会との間で調整のついた事項を尊重する必要があります。

したがって、町長と教育委員会は、大綱に定めた事項を達成するために、教育行政の運営を行っていきます。

## 第2 大綱

### 1 学校教育の充実

- (1) 少子化に伴い、小中一貫教育や文部科学省の諸事業の導入などを視野に入れた、本町学校教育の新たな体制を検討します。
- (2) ICT環境の整備、外国語指導の強化、学校生活支援員・特別支援学級アシスタント・情報教育アドバイザーの配置などによって、基礎学力の習得はもとより、多面的に児童生徒の「生きる力」を育みます。
- (3) 学校・保護者・関係機関と連携して、適正な就学支援の実現や特別支援学級の充実を図ります。
- (4) 学校施設の整備と点検、関係諸機関との連携の緊密化、防災教育のカリキュラムの改善を通じて、児童生徒の防災に対する実践力の向上を図ります。

## 2 生涯学習の推進

- (1) 生涯学習センターや各公民館の施設・設備の整備・充実を図ります。
- (2) 生涯学習講師・ボランティアなどの人材登録を進め、住民が自ら講座を企画・運営できるような体制の整備を図ります。
- (3) 図書館と学校教育の連携及び図書館サービスの質的向上を図ります。

## 3 スポーツ・レクリエーションの充実

- (1) 総合公園体育館を核に、充実した運動施設と施設周辺環境整備を図ります。
- (2) ニュースポーツの紹介など、多様なスポーツ・レクリエーション種目を普及・充実させ、スポーツ人口の増加を図ります。
- (3) 体育協会・みはまスポーツクラブなどへの支援を通じて、住民が気軽に参加し、スポーツを楽しめる環境を充実させます。

## 4 地域文化の振興と文化財の保護

- (1) 文化協会や各種文化芸能団体への支援を通じて、活動や発表の場を充実させ、文化活動の振興に取り組みます。
- (2) 地域に現存する伝統文化や歴史遺産などを発掘・調査・研究し、文化財の保存と活用に取り組みます。

## 5 多彩な交流の推進

- (1) ホストファミリーや語学ボランティアの登録者を開拓し、シンガポールとの草の根交流事業などの国際交流活動を推進します。
- (2) 日本福祉大学と連携し、スポーツ・語学・防災教育などの充実を図ります。